

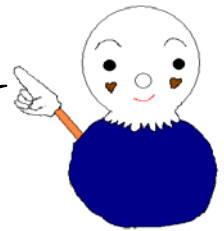
後見センターレポート vol.2 (平成25年5月)

※当センターでは、成年後見関係事件を巡る最近の動向をお届けする試みを始めました。御一読ください。

継続研修始まる

当センターでは、これまで後見人選任時においてのみ、職務説明会を行っていましたが、その後の研修の必要性も感じていたところでした。特に、具体的な後見事務報告書の記載方法、収支状況報告書の書き方が分からず苦勞されている方も多いようです。そこで、当センターでは、6月から、財産目録や収支状況報告書の記載方法を中心に、後見人向け継続研修を開始することにしました。今後、対象者の方には、当センターから出席のご案内をお送りしますので、継続研修のご案内を受けた方は、必ず出席するようにしてください。

はじめまして。コーくんといいます。継続研修には必ず参加してください。



外部研修のご案内

前回は紹介しましたが、リーガルサポート東京支部や各区社会福祉協議会は、親族後見人向け研修会や親族後見人同士の交流会を度々開催しております。これらの研修会や交流会は、後見業務の理解のために有益と思われるので、当センターでは、具体的な開催計画について、ポスターを掲示したり、チラシを備え付けたりして、親族後見の方に連絡しているところです。また、各区の社会福祉協議会の連絡先も掲示しておりますので、本人の住所地を管轄する区の社会福祉協議会の連絡先を確認されることをお勧めします。なお、裁判所から後見人の方に、参加を指示することがあります。具体的な指示があった方はできるだけ出席するようにしてください。

親族後見人の報酬と不正

親族後見人の中には、自分に対する報酬を勝手に定めて本人の財産から受け取る方が時折発見されますが、このような行為は許されておりません。勝手に報酬を受領した行為が不正行為に該当するとして、後見人を解任されることもあります。親族後見人として報酬を請求する方の数は多くはありませんが、請求することは可能です。報酬を受領したいという方は、必ず裁判所に報酬付与の申立てをして、裁判所が定めた額を本人の財産から受領するようにしてください。なお、報酬額は、後見サイトで公開している報酬のめやすに記載されており、事情によって、めやすの金額より減額されたり付与されなかったりすることがあります (http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/koken/koken_qa/index.html#1_q15)。

ご本人の関係者の方へ～不適切後見人・監督人情報をお寄せください

裁判所は、適切な後見人や後見監督人の選任に努めているところです。しかしながら、時折、不適切な後見人や後見監督人がいるようです。例えば、年金が入っているにもかかわらず施設費用を滞納しているので調査した方がいいのではないかと、後見人が本人の金銭を横領しているのではないかと、後見人が本人を虐待しているのではないかなどの情報に接した場合、さらには、本人と面会しない後見人、相談してもなかなか連絡がとれず、回答が得られない後見監督人などの情報に接した場合には、遠慮なく後見センターまで一報をお願いします。後見センターは、事実の有無を調査の上、監督権等を行使して適切に対応します。

